

※(1)の平成11年分収入金額等のお尋ね(回答)の提出期限は、1月20日(木)です。
必ず提出してください。提出されないと計算ができませんので、ご注意ください。

税法が改正されました

□個人の市民税・県民税(住民税)

【平成11年度実施分】

- 課税所得が700万円を超える金額の税率が15%から13%に軽減されました。
- 当該年度分の所得割税額の15%相当額(上限4万円)が税額控除されます(「定率による税額控除」と言い、今年度も実施されます)。

【平成12年度実施分】

- 特定扶養親族(16歳以上23歳未満)にかかる扶養控除額が43万円から45万円に引き上げられます。
- 6,000万円を超える長期譲渡所得の特別控除後の譲渡益の税率が、6%に軽減されます。

□所得税(国税)

- 課税所得額1,800万円超から3,000万円以下、3,000万円超のそれぞれの税率40%と50%が、一律37%に軽減されます。
- 年少扶養親族(16歳未満)が創設され、控除額が48万円となります(今まで控除額が38万円)。
- 特定扶養親族(16歳以上23歳未満)にかかる扶養控除額が58万円から63万円に引き上げられます。
- 定率減税が実施されます。控除率は算出所得税額の20%に相当する金額で、上限は25万円です。
- 住宅ローン減税(住宅借入金等特別控除)が拡充されます。
- 6,000万円を超える長期譲渡所得の税率が、特別控除後の譲渡益の20%に軽減されます。

●扶養者になるための計算の目安

*生計を一にする親族で、次の合計所得金額以下の人は

●給与、パート収入がある人の場合



$$\text{支払金額} - 65\text{万円} = \text{被扶養者の}\newline \text{判定所得金額} \leq 38\text{万円}$$

必要書類…会社や支払者からの源泉徴収票の原本か給与の支払い証明書

●年金受給者の場合

[昭和10年1月2日以後に生まれた人(65歳未満)]

$$\text{公的年金の}\newline \text{収入金額} - 70\text{万円} = \text{被扶養者の}\newline \text{判定所得金額} \leq 38\text{万円}$$

[昭和10年1月1日以前に生まれた人(65歳以上)]

$$\text{公的年金の}\newline \text{収入金額} - 140\text{万円} = \text{被扶養者の}\newline \text{判定所得金額} \leq 38\text{万円}$$

必要書類…いざれも社会保険庁などからの源泉徴収票の原本

●扶養と事業専従者の選択(青色申告を除く)

- 事業専従者給与を選択した人は扶養になれます
- 事業専従者給与額は、事業主を上回ることはできません
- 事業専従者給与の最高額は、配偶者が86万円、それ以外の人は50万円(15歳以上の親族)

$$\frac{\text{事業所得十不動産所得十山林所得}}{\text{事業主十事業専従者の数}} \leq \frac{\text{専従者給与}(50\text{万円})}{\text{最高額}} \quad \text{or} \quad 86\text{万円}$$

○申告についてのお願い○

- 申告書は自力記載です。ご協力お願いします。
- 1月1日現在の年齢や居住状況等を把握し、適正な申告を行ってください。
- 期間中、担当職員は各地域生活センターやカルチャーセンターに出張しています。電話での問い合わせは申告期間前にお願いします。

し③住民票の写し④借入金の年末
残高証明書⑤源泉徴収票など
※増改築の場合は増改築確認通知書の写しなど、状況により必要書類が異なります。

【医療費控除】
平成11年中に支払った医療費の合計額から保険金等で補てんされた金額を引いた額が、10万円を超える人や総所得の5パーセントを超える人
【公的年金受給者】
公的年金を受給している人は原則として確定申告により源泉徴収された税金を精算する必要があります。医療費控除、社会保険料控除などがある場合、確定申告することで税金の還付を受けることができます
【必要書類】
①年金の源泉徴収票②各種控除の証明書

税務課では、住民税の申告受け付けを2月16日(水)から3月15日(水)の期間に行います。申告は期限内に忘れずに行ってください。

申告の際、市民の皆さんから問い合わせが一番多いのは扶養控除。そこで、申告前の対策として扶養控除を取り上げて解説します。申告の参考にしてみてはいかがでしょうか。詳しいことについては、電話または申告会場でお尋ねください。



控除対象配偶者は、納税者の民法上の妻(夫)。内縁関係の人や事業専従者給与を受けた人は、控除対象配偶者に当たりません。あなたの配偶者が、昭和5年1月1日以前に生まれた人(70歳以上)の場合には、控除額の加算もあります。

あなたの配偶者の合計所得金額が0円~75万円、999円以下であれば、その金額に応じた特別控除が受けられます。

*給与所得者で、配偶者の所得金額を年末調整で誤って申告した人は、その所得金額を確認ください。申告期間中に、適正な申告が必要です。

【扶養控除のチェック】のすべてに当てはまれば、次に挙げる人たちも扶養控除の対象になります。

- ・单身赴任者の実家の家族
- ・学生や病院に入院中の親族
- ・県知事から養育を委託された児童
- ・や養護老人など

*控除額が加算対象となる人

【特定扶養親族】昭和52年1月2日から昭和59年1月1日生まれの人は(満16歳以上23歳未満)
【老人扶養親族】昭和52年1月2日から昭和59年1月1日生まれの人は(満70歳以上)

【その他】同居の有無、障害を持つ人など。控除額はその状況に応じて異なります

とき	2月7日(月)~10日(木)	前9時30分~11時30分と午後1時30分~4時	ところ	市役所
とき	2月7日(月)~10日(木)	ところ	市役所	4
とき	2月7日(月)~10日(木)	ところ	市役所	4
とき	2月7日(月)~10日(木)	ところ	市役所	4
とき	2月7日(月)~10日(木)	ところ	市役所	4

【住宅借入金等特別控除】
①金融機関から融資(償還期間10年以上)を受け、居住のための住宅・土地を取得した人②増改築を行い、その工事費が100万円を超える人
※控除の対象となるには年間所得額、住宅に住んだ年、対象住宅、借入金の範囲に条件があります
③電卓④還付を受ける本人の口座番号が分かるもの(通帳など)

【必要書類】
①登記簿謄本(家屋・土地)②新築工事の請負契約書、家屋・土地の売買契約書の写し

平成12年度住民税(市民税・県民税)
申告準備のために知っておきたい豆知識
申告前のここがポイント「扶養控除」…
まずその前に

扶養控除のチェック

- 扶養する人は重複していませんか?
- 扶養となる人の所得金額の合計額は38万円以下ですか?
- 民法が定める親族で、生計を一にしていますか?
- 事業専従者給与の支払いを受けていませんか?
- ※公共事業などで土地の収用があり、補償金を受けた人は、収用にかかる特別控除前の所得が適用されますので、扶養になれない場合があります。

No



残念ながら、控除はされません

住宅借入金等特別控除
医療費控除
公的年金受給者のための還付申告